

## 令和2年度 就学援助制度のお知らせ

紀の川市教育委員会

「就学援助」とは小・中学生のいる家庭で、経済的な理由で援助が必要な紀の川市在住の児童・生徒の保護者に対して、小・中学生の学習が妨げられることがないように、必要な費用の一部を援助する制度です。

下記申請要件のいずれかに該当し、援助を希望される方は、**裏面の申請書に記入し必要書類を添えて学校へ提出**してください。

なお、**前年度に就学援助を受けていた方や新1年生で『新入学学用品費等の入学前支給』を受けた方も新たに申請が必要です。**

### ◆ 援助を受けることができる世帯

申請要件	添付書類	説明
1. 生活保護を受けている方	不要	
2. 生活保護を停止・廃止された方	生活保護の停止又は廃止通知書（写）	申請書と証明書類を提出
3. 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税・のいずれかの減免を受けた方	税の減免通知書（写）	
4. 市民税が非課税となっている世帯	※同居者全員の <b>令和2年度</b> 非課税証明書	申請書のみ提出。非課税証明書は6月1日以降に取得し提出
5. 国民年金の減免を受けている方	免除（減免）者全員の減免（免除）を証する書類（写）	申請書と証明書類を提出。（証明書類の有効期限が切れたら、次の期限が記載された書類（写）を提出）
6. 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書（写）	
7. 病気・災害等の事情により、収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる世帯	※同居者全員の <b>令和2年度</b> 課税証明書及び認定資料	申請書と認定資料（民生委員の意見等）のみ提出。課税証明書は6月1日以降に取得し提出

### ◆ 提出期日 5月13日（水）通学中の学校に提出

※「令和2年度非課税（課税）証明書」は除きます。（申請要件4または7に該当する方）

### ※ 『令和2年度非課税（または課税）証明書』について

6月1日以降に、税務課または各支所・鞆淵出張所（1月1日以降に転入された方は、旧住所地の役所）で取得し、学校に提出してください。提出期日は、該当の方に後日連絡します。

#### \* 注意 \*

- ① 所得金額や控除金額の入った**家族全員（住民票で世帯分離していても同住所である方を含む）の証明書が必要**です。
- ② 窓口に行けない方の証明書を取得する場合は委任状が必要です。（例：児童生徒の母1人が窓口に行き証明書を取得する場合は、母以外の父や祖父母等からの委任状が必要になります。）

### ◆ 注意事項

- ・昨年度認定されていた方も、毎年申請が必要です。
- ・おさまが小学校と中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。
- ・新1年生で『新入学児童生徒学用品費等の入学前支給』の認定を受けた方も、申請が必要です。他の費目（学用品費等や給食費など）を受給することができません。
- ・提出期日後も随時申請書の提出はできますが、申請書提出日と要件発生日のいずれか遅い月（認定月）からの支給になります。
- ・申請要件5で申請する場合は、国民年金掛金免除（減免）を受けている方が申請者となります。
- ・申請後も必要に応じて、他の証明書の提出を求められることがあります。

### ◆ 援助の種類・金額と対象者 ※給食費以外の金額については、変更する場合があります。

援助の種類	支給金額	対象者
新入学児童生徒学用品費等	小学1年生 50,600円 中学1年生 57,400円	4月認定となった小学1年生・中学1年生 ※入学前支給認定者除く
学用品費等	小学1年 11,520円 2年～6年 13,770円 中学1年 22,510円 2年～3年 24,760円	認定されたすべての児童・生徒
校外活動費 ※国庫補助限度額単価内において実費	小学生 1,580円／3,650円（泊有） 中学生 2,290円／6,150円（泊有）	実施日に認定されている児童・生徒
修学旅行費 ※国庫補助限度額単価内において実費	小学6年生 21,670円 中学3年生 60,300円	実施日に認定されている児童・生徒
学校給食費 ※実食分	小学生 250円／食 中学生 270円／食	認定されたすべての児童・生徒

- ◎ 学用品費等・学校給食費は7月、12月、3月の3回に分けて支給。新入学児童生徒学用品費等は7月に支給。その他の費目は実施後の支給月に支給。
- ◎ 生活保護受給者は、修学旅行費のみ支給。

### ◆ 認定結果 学校を通じて6月下旬に通知します。

### ◆ 変更・辞退

- ・認定後、年度途中で**住所や氏名等、申請時の状況から変更があったときや、経済状況の好転等により就学援助の必要がなくなったときは、必ず学校まで連絡してください。**
- ・就学援助の支給要件に該当しないことが分かったときは、その事実が発生した日にさかのぼって教育委員会が認定を取り消します。

《問い合わせ先》

- ① 紀の川市教育委員会 教育総務課 学校教育班  
電話 0736-77-0846
- ② 通学中の学校